

# 日本馬術連盟 獣医規程

平成 20 年 4 月 1 日 施行

目 次	条 項
馬スポーツ憲章	
第 I 章 総 則	
通 則	第 1 条
獣医委員会	第 2 条
特例への対処	第 3 条
規程の改正	第 4 条
第 II 章 獣医師	
定義	第 5 条
登録獣医師	第 6 条
競技場獣医師	第 7 条
獣医師団と救護獣医師	第 8 条
チーム獣医師および個人委託獣医師	第 9 条
第 III 章 馬のウェルフェアに対する責任	
主催者	第 10 条
馬管理責任者	第 11 条
獣医師団	第 12 条
診療担当の獣医師	第 13 条
その他の獣医師	第 14 条
第 IV 章 JEF 競技会における獣医関連業務	
乗馬登録証等の提出	第 15 条
入厩検査	第 16 条
乗馬登録証記載不備への対応	第 17 条
獣医検査	第 18 条
インスペクション	第 19 条
第 V 章 ドーピング防止および薬物規制	
薬物検査	第 20 条
厩舎保安管理	第 21 条
禁止リスト	第 22 条
馬管理責任者の責任	第 23 条
獣医師団の権限	第 24 条
検査担当者	第 25 条
知覚制御処置の規制	第 26 条
自主的任意検査	第 27 条
選考補助検査	第 28 条
第 VI 章 JEF 競技会における馬の治療	
治療の規制	第 29 条
治療許可と競技参加適性判定	第 30 条
安楽死への対応	第 31 条
附 則 本規程の適用	

# 馬スポーツ憲章

国際馬術連盟（以下、FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

1. 競技出場への準備段階や馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。そこには、馬の飼養管理、トレーニング、装蹄、馬装具、輸送などの良質で適切な対応が求められる。
2. 馬と競技者は、競技参加適性と能力を備え、良好な健康状態にあることで初めて競技への出場が認められる。たとえば、薬物の使用、あるいは馬のウェルフェアや安全を脅かすような外科的処置を施すこと、または妊娠中の牝馬の使用や扶助の誤用は禁止されている。
3. 競技内容や競技環境が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。そこで、競技場の環境、馬場の状態、天候、厩舎、競技場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが必要である。
4. 競技終了後には馬の健康状態に十分留意し、また競技生活を引退する段階では人道的な扱いを受けられるよう最善の努力を払わなければならない。すなわち、適正な獣医療の提供や、競技での負傷や事故への対応、安楽死対策、引退後の対策などが課題となる。
5. FEI は、馬スポーツに係わるすべての者に対して、その専門的知識に関する最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請する。

## 第 I 章 総 則

（通則）

- 第 1 条** 本規程は、日本馬術連盟（以下、JEF）が主催または公認する競技会および国民体育大会馬術競技会（以下、JEF 競技会）における参加馬の健康とウェルフェアの維持管理を目的に、「FEI 獣医規程」および「FEI 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程」、「JEF ドーピング防止および薬物規制規程（以下、J-ADMCR）」等の関連諸規程に従って、JEF および JEF 競技会における獣医関連事項について定める。
- 2.** JEF 競技会において、本規程に定められていない事態が発生した場合、第 8 条に定める獣医師団は、競技場審判団、上訴委員会と協議し、本規程や JEF が定める関連諸規程の精神に則って、対応策を決定するものとする。ただし、その決定は当該競技会期間中に限り有効である。

（獣医委員会）

- 第 2 条** JEF 本部・委員会規程別表に定める JEF 獣医委員会（以下、獣医委員会）は、前条の目的を達成するために、本規程の定めにより JEF および JEF 競技会における獣医関連業務の円滑な施行運営を統括する。

（特例への対処）

- 第 3 条** JEF 理事長は、本規程の特例的な解釈や適用が必要となった場合、JEF 理事会の承認を得て、その特例的な解釈を JEF 機関誌および JEF ウェブサイトに公表する。

（規程の改正）

- 第 4 条** 本規程は、原則として FEI 獣医規程の改正を受けて適宜改正する。
- 2.** 前項の定めに係わらず、JEF は必要に応じ、理事会の承認を経て本規程を適宜改正することができる。

## 第 II 章 獣医師

（定義）

- 第 5 条** 獣医師とは、獣医師法に基づく獣医師資格を有する者をいう。
- 2.** FEI 公認競技にあっては、外国における獣医師資格を有する者を、必要に応じて本規程における獣医師とみなす。

(登録獣医師)

**第6条** JEFがJEF獣医師規程実施規則第1章に基づいて登録し、JEFが行う獣医師関連業務に従事する専門知識を備えた獣医師をJEF登録獣医師(以下、登録獣医師)という。

(競技場獣医師)

**第7条** 競技場獣医師は、JEF競技会に臨場し、競技会獣医師管理業務を担当する獣医師であって、以下のとおり区分する。

- (1) 獣医師団：JEFドーピング防止および薬物規制規程の適用、馬の参加適性やウェルフェアを監視、確保する責務を負う。
- (2) 救護獣医師：競技会における必要不可欠な緊急治療に対応する。
2. 獣医師団と救護獣医師の兼務は原則として認めない。
3. 競技場獣医師は、当該競技会において、上訴委員、競技場審判団などの他の委員を兼務することはできない。
4. 競技場獣医師は、その職務するJEF競技会において競技者またはチームの一員として競技に参加することはできない。
5. 競技場獣医師の職責の詳細については、JEF獣医師規程実施規則第2章に別途定める。

(獣医師団)

**第8条** 獣医師団は以下により構成する。

- (1) 獣医師団長：JEF競技会における獣医師団を統括する。
- (2) 獣医師団員：獣医師団長を補佐し、JEF競技会における競技会獣医師業務を担当する。
2. 獣医師団には、必要に応じて以下の獣医師を配置することができる。
  - (1) 検体獣医師：薬物検査が行われるJEF競技会において、その検体採取を担当する。
  - (2) 検査獣医師：ホールディングボックスにおいて馬を獣医学的に検査し、インスペクション団に対して当該馬の競技参加適性について、専門的見解を示す。
3. 検査獣医師を配置していないときは、第7条2項の定めに係わらず、救護獣医師にこれを兼務させることができる。

(チーム獣医師および個人委託獣医師)

**第9条** JEF競技会に参加するチームが帯同し、そのチームの管理馬の診療を担当する獣医師をチーム獣医師、チームの構成員であるか否かに係わらず、馬管理責任者が個人的に委託して帯同し、その管理馬の治療を担当する獣医師を個人委託獣医師という。

2. チーム獣医師および個人委託獣医師は、当該競技会の競技場獣医師を含まいかなる役職にも従事することはできない。

### 第Ⅲ章 馬のウェルフェアに対する責任

(主催者)

**第10条** JEF競技会の主催者または組織委員会(以下、主催者)は、登録獣医師のなかから獣医師団と救護獣医師を最小限各1名、委嘱しなければならない。

2. 主催者は、社団法人日本装蹄師会認定装蹄師1名を緊急対応のための公設装蹄師として委嘱しなければならない。
3. 主催者は、競技場への入厩時において、当該競技会場に入厩するすべての馬に関して第16条に定める入厩検査を実施しなければならない。
4. 主催者は、競技場の獣医師設備と厩舎施設について、JEF獣医師規程実施規則第3章に定める事項を遵守しなければならない。

(馬管理責任者)

**第11条** 馬管理責任者は、FEI一般規程第142条に則り、通常はその競技会での馬の騎乗者(競技者)とする。

2. 馬管理責任者は、競技出場への準備段階や馬の調教段階、競技終了後のいずれの時点においても馬のウェルフェアを優先し、適正な獣医療の提供や、馬のコンディション、競技参加適性、種々の事務手続きについて責任を負わなければならない。

3. チーム競技では、前項の責任は馬管理責任者とチーム監督が負わなければならない。
4. 馬管理責任者は、別途定める JEF 予防接種実施要領を遵守し、「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳」（以下、健康手帳）、JEF 乗馬登録証（以下、乗馬登録証）の記載事項が適正かつ有効であることに責任を持たなければならない。
5. 馬管理責任者は、競技会期間中に馬が家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病および監視伝染病（以下、伝染病）を疑わせる異常や徴候を示したときは、可及的速やかに獣医師団に報告しなければならない。
6. 薬物検査あるいは獣医検査の受検を命じられた馬管理責任者は、獣医師団の許可が得られるまで当該馬を獣医師団の監視下に置かなければならない。
7. 馬管理責任者が病気や不可抗力の事情により、その責務を果たせないときは、当該馬管理責任者は可及的速やかに主催者と獣医師団に報告しなければならない。

（獣医師団）

**第 12 条** 獣医師団は、第 10 条に定められた主催者の責任が果たされていることを確認し、必要に応じて主催者に対し改善を勧告しなければならない。

2. 獣医師団は、伝染病や感染症の発生に際して、必要に応じて主催者、競技場管理者、競技場を管轄する家畜保健衛生所等と連携して防疫のための手段を講じなければならない。

（診療担当の獣医師）

**第 13 条** 救護獣医師ならびにチーム獣医師および個人委託獣医師が競技会期間中に馬への治療を行うときは、JEF 獣医規程実施規則第 6 章の定めによる所定の申請手続きを経て、獣医師団長の許可を得なければならない。

（その他の獣医師）

**第 14 条** 国民体育大会（以下、国体）において開催県が設置する救護獣医師は、登録獣医師であることが望ましいが、それが困難なときは、救護獣医師として執務する者は JEF が指名する専門家による講習を国体開催前に受講しなければならない。

#### 第 IV 章 JEF 競技会における獣医関連業務

（乗馬登録証等の査収）

**第 15 条** 主催者は、JEF 競技会または国内で開催される FEI 競技会に参加する馬管理責任者から、入厩時に健康手帳と乗馬登録証（以下、乗馬登録証）を収集し、獣医師団の査閲に委ねなければならない。ただし、FEI 競技会においては、それらの書類に加え、FEI パスポートを査収しなければならない。

2. 主催者は、提出された JEF 乗馬登録証等の諸証明書を当該競技会の期間中保管しなければならない。

（入厩検査）

**第 16 条** 入厩時には、獣医師団または獣医師団長が指名した代理人は JEF 獣医規程実施規則第 4 章に基づいた入厩検査を実施する。

2. 国体においては、前項の定めに係わらず、開催県は JEF との協議により、別途、予防接種および馬事衛生の要項を策定することができる。

（乗馬登録証記載不備への対応）

**第 17 条** JEF 競技会への入厩時または獣医検査やホース・インスペクションにおける馬の個体識別作業時に、馬の実相と乗馬登録証の記載内容とが相違するときは、獣医師団または獣医師団長代理人は当該馬管理責任者に対し、JEF 乗馬登録規程第 9 条 2 項に定める乗馬登録規程様式第 4 特徴記載訂正申請書を即時提出するよう通告指導する。

2. 前項の申請書の提出を当該馬管理責任者が拒否したとき、または個体識別作業において被検馬が競技参加を申し込んだ馬と異なることが判明したときは、獣医師団または獣医師団長代理人は、競技場審判団長および上訴委員長と協議したうえで、入厩を拒否、または退厩させることができる。
3. 当該申請書を受理した獣医師団長は、そのコピーを保管し、原本を当該馬管理責任者に返却する。獣医師団長は、競技会終了後、当該申請書のコピーを JEF に送付する。

4. 当該申請書を提出した馬管理責任者は、当該競技会終了後速やかに当該申請書原本に加え、JEF 乗馬登録規程第 9 条の定めに従い、当該馬の乗馬登録変更手続きを行わなければならない。

(獣医検査)

**第 18 条** 獣医師団は、馬の健康状態を確認するために、入厩検査とは別に、JEF 競技会の期間中に随時、獣医検査を行うことができる。

2. 前項の獣医検査は次のとおりとする。
  - (1) 乗馬登録証等の諸証明書特徴記載事項に基づく馬の個体識別
  - (2) JEF が定めた予防接種要領に基づく予防接種歴の確認
  - (3) 乗馬登録証等の諸証明書の記載内容の正確性の確認
  - (4) 伝染病に罹患している馬との接触機会の有無や、伝染病に罹患していないことの確認
  - (5) その他、馬の一般的な健康状態の確認
3. 獣医検査により以下の事実が判明したときは、獣医師団の勧告に基づき、競技場審判団は、当該馬を失権または失格とする。
  - (1) 競技参加適性がないと判断されたとき
  - (2) 妊娠 4 ヶ月以降の牝馬または仔馬を伴った牝馬。その事実が競技会後 7 ヶ月以内に判明した場合は、この規定に該当するすべての競技に関して失格となる。
  - (3) 気管切開術あるいは切神術を施した馬

(ホース・インスペクション)

**第 19 条** 主催者は、馬の競技参加適性を確認するために、原則として競技前または競技中にホース・インスペクションを実施する。

2. 獣医師団は、競技場審判団とともにインスペクション団を構成する。
3. ホース・インスペクションは、JEF 獣医規程実施規則第 5 章に基づいて実施する。

## 第 V 章 ドーピング防止および薬物規制

(薬物検査)

**第 20 条** JEF が指定する競技会および競技種目の主催者は、J-ADMCR の定めに従って、JEF 獣医規程実施規則第 7 章に基づき薬物検査を実施しなければならない。

(厩舎保安管理)

**第 21 条** 主催者は、薬物検査を行う競技会または競技種目に出場する馬を、JEF 獣医規程実施規則第 3 章の定めに従い、保安管理を整備した厩舎に収容しなければならない。

(禁止リスト)

**第 22 条** JEF 競技会では、FEI が定める最新の禁止リストを適用する。

(馬管理責任者の責任)

- 第 23 条** 馬管理責任者は、競技会場内に注射器、注射針、禁止物質を持ち込んで서는ならない。ただし、やむを得ない事情により、それらの治療器具や禁止物質を競技会場に携帯するときは、それらを入厩後、速やかに獣医師団に預けなければならない。
2. 厩舎地区の保安管理状況に係わらず、馬管理責任者は、競技会期間中、管理馬をドーピングまたは禁止物質の汚染から隔離する責任を負う。

(獣医師団の権限)

**第 24 条** 救護獣医師および第 9 条に定める獣医師以外の者が注射器、注射針、禁止物質を所持していることが判明した場合、獣医師団はそれらの器物や物質を没収する権限を持ち、その事実を速やかに上訴委員会に報告しなければならない。

(検査担当者)

**第 25 条** JEF 競技会での馬の薬物検査における検体採取は検体獣医師が実務を担当する。

(知覚制御処置の規制)

**第 26 条** 四肢または四肢の一部の知覚を一時的または恒久的に鈍麻あるいは過敏にする処置を施された馬は、競技に参加することはできない。

2. 前項の知覚制御処置の有無を確認するために、JEF 獣医規程実施規則第 7 章の定めに従って、知覚制御処置を確認する検査を実施することができる。
3. 前項の検査において知覚制御処置を施した馬を摘発したときは、獣医師団は競技場審判団に報告しなければならない。

(自主的任意検査)

**第 27 条** 馬管理責任者あるいはその代理人は、J-ADMCR 違反防止のために、JEF または FEI が指定する検査所に委託して自主的任意検査を受検することができる。ただし、その結果は、JEF が行う正規の検査結果への反証とはならない。

2. 自主的任意検査は、FEI 獣医規程の付則 V 追録 1 に定められている物質に関してのみ検査を依頼することができる。
3. 自主的任意検査は、JEF 獣医規程実施規則第 59 条に基づいて実施する。

(選考補助検査)

**第 28 条** J-ADMCR 第 22 条 4 項に規定する選考補助検査については、本規程を適用しない。

## 第 VI 章 JEF 競技会における馬の治療

(治療の規制)

**第 29 条** J-ADMCR および JEF 競技会規程第 8 条に基づき、JEF 競技会の直前または期間中の馬の治療は原則として禁止する。

2. 前項の定めに係わらず、競技会期間中に馬の治療または禁止リスト以外の物質投与が必要になった場合は、当該馬管理責任者または治療を担当する獣医師は JEF 獣医規程実施規則第 6 章の定めに従って治療の申請を行わなければならない。

(治療許可と競技参加適性判定)

**第 30 条** 獣医師団長は、前条の定めに従い馬管理責任者から治療の申請があったときは、馬のウェルフェアを最優先して治療の是非を検討し、治療を許可したときも、獣医学的な見地から、当該馬の競技参加適性について評価判定しなければならない。

(安楽死への対応)

**第 31 条** JEF 競技会期間中に馬が重篤な傷病に罹患し、安楽死処置が必要となった場合の対応は以下のとおりとする。

- (1) 当該馬のチーム獣医師あるいは個人委託獣医師が処置を行うときは、事前・事後に係わらず、当該馬管理責任者あるいはその代理人は JEF 獣医規程実施規則様式第 8 号 (馬安楽死届) を獣医師団長に提出しなければならない。
- (2) 獣医師団または救護獣医師によって安楽死が適切と判断され、これを馬管理責任者またはその代理人が承諾し、その処置を救護獣医師に依頼するときには JEF 獣医規程実施規則第 48 条の定めに従う。

**附 則** 本規程は、当面は薬物検査が実施される競技会に適用する。その他の JEF 競技会においても本規程を準用するものとする。